# 小平市受益者負担の適正化検討委員会 検討結果報告書

平成22年3月

小平市受益者負担の適正化検討委員会

# 目 次

1	はじめに		·· 1 P
2	見直しの背景		·· 2 P
3	受益者負担適正化の	基本的な考え方(前提要件)	3 <b>P</b>
4	検討経過		5 <b>P</b>
5	受益者負担の現状と	課題	·· 6 P
6	検討結果のまとめ		·· 8 P
7	見直しによる使用料	の影響	··12P
8	委員の個別意見		··13P
9	資料		··18P
	(1)小平市受益者負担の	) 適正化検討委員会委員名簿	
	(2)小平市受益者負担の	) 適正化検討委員会設置要綱	
	(3)検討委員会開催スク	アジュール	

## 1 はじめに

本検討委員会は、平成21年8月に市長から受益者負担の適正化の検討を依頼され、市の公共施設の使用料を中心に、平成21年7月に策定された庁内での検討結果報告書や各種資料等に基づき、検討・検証を進めてきました。また、検討・検証を行う中で、他市の状況や利用実態を確認する機会を設け、公民館の諮問機関である小平市公民館運営審議会の会長及び公民館利用者団体である八館会会長から貴重なご意見、ご提言をいただくことができました。

その他の施設の状況については、市の施設担当責任者から詳細な説明を受けることで、施設運営体制の現状や問題点、利用実態などを把握することができました。

このように、これまで検討委員会を6回開催し、様々な視点から審議を重ねてきた 結果、受益者負担の適正化についての基本的な考え方や具体的な見直し方法をまとめ ましたので報告いたします。

## 2 見直しの背景

平成20年2月に公表した「小平市政に関する世論調査」において、地域センター等の利用費負担を、一部を含めて負担すべきだと思うとする意見が7割近くありました。しかし、公共施設の使用料の免除が9割以上となっており、市民意識とはかけ離れています。

現行の減免制度は、利用する各種団体活動の支援や促進、施設利用率の向上などに 一定の成果を上げましたが、受益者負担に対する市民意識や社会状況が変化している にもかかわらず、これまでに減免内容の見直しが行われたことがありません。

財政面を見ますと、小平市の財政状況は、世界同時不況による経済状況の悪化など から市税を中心とした収入が減少しているうえに、少子・高齢化に伴う施策の事業費 や公共施設の維持管理経費などが増加しております。

市では、新たな収入の確保などの収入増や無駄な歳出の削減等に努めていますが、 減額免除をしている施設の使用料を確保するためには、今後、様々な事業費の削減や、 市債などの将来負担を行う必要があります。

なお、市債については、発行をできる限り抑えていますが、平成20年度末現在高 は約550億円となっています。今後は近年の経済状況の悪化から、市の財政の弾力 性を示す指標である経常収支比率などは悪化する傾向にあります。

また、地域センターの年間の施設維持管理経費は、全館18館で約2億1,900万円、1館あたり約1,200万円となっていますが、このうち99.5%を市税等で負担しており、利用者の負担は0.5%となっています。

このことから、市民意識や社会状況の変化に対応した受益者負担に対する考え方を明らかにし、公共施設の使用料の免除内容を見直すことにします。

## 3 受益者負担適正化の基本的な考え方(前提要件)

受益者負担の適正化の基本的な考え方については、庁内の検討結果である「小平市 受益者負担の適正化(使用料・手数料の見直し)検討結果報告書」においても示され ていますが、本検討委員会においては、次の基本的な考え方を前提にして見直しを行 いました。

## (1) 受益者負担の原則

市民が市の施設を利用しサービスを受ける際、利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、利用しない人との負担の公平性がはじめて確保されます。このため、市の施設を利用する方やサービスを受ける方に応分の負担をしていただく必要があります。

#### (2) 算定方法の明確化

利用者に応分の負担を求めるためには、使用料・手数料の積算根拠を明らかにし、 市民に分かりやすく説明できるようにする必要があります。

そこで、積算根拠の明確化に向けて、原価のあり方や負担割合などの定め方に係る基本的な考え方についての算定方法を明確にします。

#### (3)減額・免除の見直し

使用料・手数料の減額・免除については、「受益者負担の原則」の観点から、あくまでも特例的な措置であることを確認し、その適用については、やむを得ないものに限定します。なお、やむを得ず減額・免除を行う場合は、公平性・公正性の確保を図るものとします。

## ①施設の設置目的に照らした減額・免除の検討

公共施設には、自治・コミュニティ、福祉、社会教育等、それぞれの設置目的があり、当該目的に合致した団体を減免するとともに、設置目的と異なる活動を行う 団体の利用については原則有料とすることを検討する必要があります。

ただし、従来から公民館や地域センターなどの利用を促進してきた経緯等、これまでの利用実態を勘案して激変緩和措置を講じるなどの方策もあわせて検討していきます。

## ②公共性の高い団体への減額・免除の検討

公共施設を利用する団体は、様々な団体の設立目的に基づき活動を行っていますが、減額・免除を行う際は、地域社会に利益を還元するなどの公共性の高い活動を 行っている団体に対して減額・免除することを検討する必要があります。

## 4 検討経過

本委員会では、平成21年7月に策定された「小平市受益者負担の適正化 (使用料・手数料の見直し)検討結果報告書」に基づき、地域センター、福祉会館、 公民館、市民総合体育館、体育施設を中心に、各施設の担当課長から施設の現状や使 用料の実態についてのヒアリングを行いました。

また、多摩各市の状況や使用料を見直した他市の実態、見直しによる影響について、 資料等に基づき検討を行うとともに、施設利用者の意見等を聴取する機会を得て、小 平市公民館運営審議会会長及び公民館利用者団体の代表である八館会会長からご意 見やご提案をいただきました。

これらの検討や意見聴取などに基づき、使用料等の見直し課題を確認し、見直しを 行うべき内容をまとめました。

なお、本検討委員会は、平成21年8月に1回、10月に1回、11月に2回、平成22年2月に1回、3月に1回、計6回開催しました。

## 5 受益者負担の現状と課題

各施設における受益者負担の現状と課題について検討しました。

#### (1) 使用料免除

集会室、地域センター、小平元気村おがわ東の使用料は、それぞれの設置条例施行規則で規定された免除基準の「その他市長が特に必要と認めた場合」を受け、要綱で定めた基準(地域活動、福祉活動、文化活動)により免除しています。

これらの免除率は、集会施設が97.4%、地域センターが96.4%となっており、運営費等経費についてはそれぞれ99.9%、99.5%を税金等で負担しています。

福祉会館は、設置条例施行規則に定めた基準(社会福祉活動)により、使用料の免除を行っていますが、免除率は83.8%となり、運営費等の経費の98.1%を税金等で負担しています。

公民館についても、設置条例施行規則に定めた基準(社会教育活動)により免除を行っており、免除率は96.8%となり、運営費等経費の税金等の負担は99.4%となっています。

市民総合体育館・体育施設等については、設置条例施行規則に定めた基準(主催団体、市民対象の有無等)により、減額・免除を行っていますが、減額・免除率は、市民総合体育館13.9%、体育施設7.8%となり、運営費等経費については、それぞれ73.3%、72.8%を税金等で負担しています。

このように、市民総合体育館・体育施設を除く施設の使用料の免除率は、大半が90%後半となっています。(※免除率、税等負担率は平成20年度決算額に基づき算定しました。)

#### (2) 施設利用実態

地域センターと公民館はそれぞれ設置目的が異なりますが、利用団体の一部にそれ ぞれの施設を同一目的で利用している実態が見られます。 また、それぞれの施設の利用団体の中には、趣味・娯楽を目的に使用している例が 多く見られますが、利用団体の活動の詳細を把握できていない施設があります。

### (3) 使用料・手数料の改定

使用料・手数料は、原価算定に基づき、定期的な見直しが行われています。原則と して原価と料金に一定率以上のかい離が生じた場合に料金改正を行っています。

## (4) 縦割り行政の弊害

地域センターと公民館は、ほぼ同じ利用者、利用形態が見られますが、それぞれ、 社会教育行政的な施設、コミュニティ行政的な施設として位置づけられ、市の施設担 当窓口が異なるため、効率的な運用形態が求められています。

## 6 検討結果のまとめ

本検討委員会では、各施設の使用料については、「3 受益者負担適正化の基本的な考え方」に基づき、「5 受益者負担の現状と課題」を解決するため、様々な視点から検討した結果、次のとおり提言します。

#### (1) 使用料・手数料について

各施設の使用料及び手数料の料金設定は適切とします。

使用料・手数料は、原価算定に基づき料金設定を行い、これまでにも設定した料金を定期的に見直しており、原価と料金に一定率以上のかい離が生じた場合は料金の改定を行っています。

## (2) 減額・免除について

集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東、福祉会館、公民館等の公共施設の 利用は、原則として全て有料としますが、次の場合は免除または減額を行います。

#### ①免除を行う場合

障がい者団体が利用する場合は、障害者基本法第21条に基づき使用料を免除とします。また、官公署が利用する場合も、住民の福祉の向上が目的であるため、使用料を免除とします。

#### ②減額を行う場合

公共性の高い団体及び趣味・娯楽を目的とする団体は、使用料の減額を行います。

#### (ア) 公共性の高い団体

公共性の高い団体とは、地域社会に利益を還元する活動を行っている団体とし、利

用団体の活動内容や施設の設置目的等を考慮して定めます。

公共性の高い団体が利用する場合は、使用料を50%から90%の範囲内で減額とします。ただし、現行の免除団体の大半が公共性の高い団体であることから、これらの利用団体に周知を図る期間を必要とするため、激変緩和措置としておおむね3年間は使用料を免除にします。

なお、公共性の高い団体は、当面、以下のとおりとしますが、公共性の高い団体の範囲及び減額率は、利用実態や市民感覚等に照らしたうえで明らかにしていく必要があり、激変緩和措置を行う期間中に見直しを図ります。

- ・集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東 自治会、PTA団体、子ども会、地域活動・福祉活動を行う団体、NPO(ボランティア・市民活動等)
- 福祉会館

老人クラブ、社会福祉活動を行う団体、NPO(ボランティア・市民活動等)

• 公民館

自治会、PTA団体、子ども会、地域活動・福祉活動を行う団体、NPO(ボランティア・市民活動等)、社会教育事業を目的として活動している団体で、地域社会に利益を還元する活動を行っている団体

### (イ) 趣味・娯楽を目的とする団体

趣味・娯楽を目的とする団体については、活動を通じて公共性を有する面も見られるため、使用料を50%減額にします。なお、各施設において趣味・娯楽を目的とする団体と公共性の高い団体の区別ができない場合は、使用料の免除は行わず50%の減額にします。

このため、各施設においては、利用団体の登録を行い、団体の設立目的・活動内容を把握する必要があります。

# ③市民総合体育館・体育施設の減額・免除

市民総合体育館・体育施設の減額・免除基準については、基準を詳細に定めており、減額率も低いことから、適切とします。

## 激変緩和措置期間における各施設別使用料免除・減額団体一覧

	免除団体	50%減額団体	免除なし団体
集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東	<ul> <li>・公共性の高い団体</li> <li>①自治会、PTA、子ども会</li> <li>②地域活動・福祉活動を行う団体</li> <li>③NPO (ボランティア・市民活動等)</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	・趣味・娯楽を目的とする団体	・営利団体等
福祉会館	<ul> <li>・公共性の高い団体</li> <li>①老人クラブ</li> <li>②社会福祉活動を行なう団体</li> <li>③ NPO (ボランティア・市民活動等)</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	・趣味・娯楽を目的とする団体	・営利団体等
公民館	・公共性の高い団体 ①自治会、PTA、子ども会 ②地域活動・福祉活動を行う団体 ③NPO(ボランティア・市民活動等) ④社会教育事業を目的として活動し ている団体で、地域社会に利益を還 元する活動を行っている団体 ・障がい者団体 ・官公署	・趣味・娯楽を目的とする団体	・営利団体等

※公共性の高い団体と趣味・娯楽を目的とする団体との区分ができない場合は、50%減額とする。

### (3) 施設運営について

地域センター、公民館については、ほぼ同じ利用者及び利用形態が見られるため、 効率的な財政運営や市民サービス向上の観点から、コミュニティ行政と社会教育行 政を一体化し、縦割り行政の弊害をなくすような運営形態の検討を図ることが望ま れます。

## 7 見直しによる使用料の影響

「6 検討結果のまとめ」に基づき、障がい者団体、官公署の使用料を免除とし、 公共性の高い団体及び趣味・娯楽を目的とする団体の使用料を50%減額とした場合、 市の使用料は、おおよそ3,800万円の収入増になると推計されます。

各施設の使用料は集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東では約1,000 万円、福祉会館では約300万円、公民館では約2,500万円の増となります。

また、減免率は、それぞれの施設で90%台後半から、 $50\sim60\%$ 台に減少することが推計されます。

見直しによる各施設の使用料の状況

	現在の状況		見直し後の状況(推計)		
施設名	使用料収入額 A	減免率	見直しによる増額 B <u>※</u>	使用料収入+見直し による増額 A+B	減免率
集会施設	49,200 円	97.4%	613,810 円	663,010 円	64.5%
地域センター・ 小平元気村おがわ東	1,101,920 円	96.4%	10,046,800 円	11,148,720 円	63.5%
福祉会館	2,501,826 円	83.8%	3,180,800 円	5,682,626 円	63.3%
公民館	1,868,200 円	96.8%	24,752,810 円	26,621,010 円	54.3%
体育施設	48,258,660 円	7.8%	-	48,258,660 円	7.8%
市民総合体育館	53,605,575 円	13.9%	-	53,605,575 円	13.9%
八ヶ岳山荘	815,050 円	36.9%	-	815,050 円	36.9%
合 計	108,200,431 円	51.3%	38,594,220 円	146,794,651 円	33.9%

(20年度決算額から算定しています。)

※減額免除をしない場合の使用料総収入額・見直しにより増となる団体構成率・減額率(50%)

## 8 委員の個別意見

受益者負担の適正化の検討にあたり、総論的な見地から検討内容をまとめましたが、 委員から次の個別意見がありました。

○公民館、地域センターの使用料は、90%以上減免が適用され、利用規定が形骸化 されており、大きな問題点を含んでいる。

また、現規定における使用料の免除は、負担の公平さが欠けており、次のとおり使用料の免除基準の区分けをする必要がある。

- ・福祉、介護、育児、子育て、教育、環境、障がい者、これに関係する連盟、団体、サークルは100%免除対象とすべきである。
- ・趣味的な活動、歌舞、音曲も含めて、趣味的な活動である文化活動、娯楽活動は 50%負担とすべきである。
- ・財政基盤のしつかりした生協、農協、連盟は減免なしの100%負担とすべきである。
- ・小平市の文化協会から補助金を受けている団体、連盟、サークルは100%負担とすべきである
- ○各施設は成り立ちが違うので、減免基準が異なってもしかるべきである。あえて統一化を図るのならば、減免基準で共通するところは、ある程度統一化ができると思う。公民館と地域センターにおいては、ほぼ公民館に準じているし、PTAの集まり、自治会の集まりとか公共性が高いものは今までどおり免除でいい。

体育施設、福祉施設とは統一化が図りにくい。

ただ、公民館は主催講座受講後のサークル化を積極的に支援していることから、主 催講座から生まれた活動団体は、趣味・娯楽的団体であっても、地域の活動に参加し たり、施設慰問をしたり、公民館の運営にもかかわっていることから公共性があると 考える。しかし、単に私塾的なおけいこ団体は減免から外すべきである。なお、公民 館の主催講座から生まれた活動団体が、利便性を考えて定期的に地域センターで活動 する場合は、公民館の減免基準を取り入れるべきである。

減免の基準の設定にはある一定のルールが必要であるが、減免の基準が多くなると 市民が公共施設をいつでも自由にだれでも使うことができなくなり、利用する団体が 減少することが気になる。減額の場合、少人数の団体や低所得の方への負担増が懸念 されるので、減額だけでなく、減免も考慮しながら、検討すべきと考える。

○地域センター、公民館での免除については、自治会、子ども会、PTAなど公共性があり、多くの市民のために活動している団体を有料化することに疑問を感じる。

地域センター、公民館において、使用料がそれほど高額ではないにもかかわらず、 個人の楽しみの範疇にある趣味のサークルなどがほとんど免除という状況には疑問 を持っている。

これらの施設では、利用団体を登録し、免除の判断を考えていく必要があるが、個人的な娯楽での利用については有料で良いと思う。

#### ○利用者の受益者の負担は当然である。

使用料の算定基準については、民間ならば原価にプラス何割か乗せたプライスをつけるというのは当然である。市の施設では公共性があるため、原価の何割かを減免にするという減免基準を行っているが、見直す必要がある。

公民館は1館年間で約1,900万円、地域センターは1館約1,200万円、合計で公民館約2億1,000円、地域センター約2億2,000万円強の持ち出しをしている。今後、市の収入増は望めず、将来の負担を考えた場合、受益者の負担は当然であるので、減免の基準を厳格にしていく必要がある。

また、効率アップ、人件費の削減、市民に対する精神面のサービス等々いろいろと 考慮すると、縦割り行政ではなく横断的な行政運営をしてほしい。

○右肩上がりの経済を前提に、成長を見越した先行投資型の行政運営が長く行われてきた。そして、もはや大幅な成長が期待できない中で、費用負担と便益享受のアンバランスがなお続いている。今日のような低成長社会では、「先行投資」とはすなわち「先食い」であって、単に将来世代に負担を転嫁しているにすぎない。増税も一つの解決策だが、これ以上負担はしない、サービスも減らさないというのであれば、将来世代に対する責任において、市長と職員、議会ばかりか市民も同罪だと、私も一人の小平市民として断じたい。いまこそ、先送りと決別して、私たちの子や孫から恨まれるのではなく、感謝される決断をすべきである。

○施設のイニシャル・コストについては世代間の負担の公平性に配慮して設定すべきである。しかし現状は、利用する世代が負っていくべきランニング・コストに対する負担も充分ではない。

○公民館での活動内容によって負担に差を設けるのは、社会教育法第12条(「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」)に抵触しないかという問題がある。これについては、営利団体等を除いては使用料を一定量減額していること、社会教育法の制定された背景と現代的意義、小平市自治基本条例にも表れる多様な主体によって担われる公共という精神からも、首肯しうる手法と考える。

○今回100%免除する団体として官公署が入っているが、今後見直しの余地がある。 官公署が、施設の利用目的にかかわらず100%免除されるのは、官公署が住民福祉 の向上を目的とするものだからである。一方で、市民が、各種施設において公共サービスを担う時、すなわち公共性の高い団体が施設を使用する場合は50%~90%の減額となっている。このことは、小平市自治基本条例の精神と照らしてどうか。実際に「協働」を行っていく時に、両者が対等であるといえるか、という問題があり、以後、庁内・議会での検討とともに、市民的議論を期待したい。

○施設現況の説明の中で、利用者の声を拾い上げる仕組みのない施設があった。これは一端であるが、今回、市民に対して施設利用と負担のあり方について再認識を求めるに際して、あわせて行政も施設におけるサービスのあり方について、あらためて絶えざる事務改善、サービス向上が必要であることの再確認を求めたい。

○今回の受益者負担適正化の議論の背景の一つに、市の財政状況がある。行政には広範にわたる事業の見直しが求められるところだが、日々の事務の効率化には限界があり、より大がかりな政策転換が必要である。施設(配置)計画の再構築に取り組むとともに、周年事業などのような大きな事業ほど大きな無駄があるのが常であるので、積極的に確認していくべきである。市民の負担は充分ではない。と同時に、市民の負担を増やせばよいというものではない。

○受益者負担の見直しの必要性についての問題意識を持ったきっかけは、今後、公共施設の更新・維持管理において市の財政負担が見込まれる中で、従来の減免基準では財政が立ち行かなくなるのではないかという点だと思う。この問題を克服するために、応分の負担を市民にお願する必要があるということが議論の出発点であったことを、行政側も市民側もきちんと共有できる説明の仕方をしていく必要がある。

福祉、自治、社会教育など、従来の行政分野の切り口が定めた減免規定では、小平市の地域自治活動の実態に適応できないことが今回の検討を通じて分かってきた。施

設整備を行った当初に想定していた設置目的では包含しきれないほど、量・質ともに 地域での市民の活動が変化している。こうした転換期に、ちょうど公共施設に関する 財政負担の問題が折り重なる形で減免規定の見直しが議論されるに至ったのは必然 でもある。類似した議論は他の市でも行われており、例えばコミュニティ行政と教育 行政を一本化して考えている先駆的な市などに学び、今後、一定の方向性をつくる際 には、ぜひ参考にしていただきたい。

社会教育法が定められた昭和20年代の社会背景と現在とでは大きく異なる。自己 啓発は自身の負担において行うという原則は、多くの市民の納得を引き出せるのでは ないか。とはいえ、これまで公民館行政に力を注いできた小平市の歴史を振り返ると き、財政の側面だけで減免規定を決めてしまうのも早計である。市として税金をかけ てでも育て守っていきたいと考える文化、教養、活動を条例などで定めることによっ て、当該分野の活動については使用料を減免する方策も残されている。

どのような団体の活動をどこまで減免するのか。市と市民との負担の線引きについて、両者の協働の中で共感と理解をもって見出していけるよう、地域をあげて知恵を 絞っていただきたい。

# 9 資料

- (1) 小平市受益者負担の適正化検討委員会委員名簿
- (2) 小平市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱
- (3) 検討委員会開催スケジュール

# 小平市受益者負担の適正化検討委員会委員名簿

	氏 名	所属等
委員長	渡辺 孝義	東京都市町村職員研修所特別講師 中央大学経済学部客員講師
副委員長	亀山 典子	株式会社日本総合研究所 主任研究員
有識者委員	友岡 一郎	月刊『地方自治職員研修』 編集長
市民公募委員	柴田 昭雄	
市民公募委員	古本 和子	
市民公募委員	水田 昌	
市民公募委員	森野 やよい	

(敬称略・市民公募委員は五十音順)

#### 小平市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱

平成21年6月1日 制定

(設置)

第1条 小平市が徴収する使用料及び手数料について受益者負担の適正化を図り、市民負担の公 平性を確保するため、小平市受益者負担の適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置 する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。
  - (1) 使用料及び手数料の額に関すること。
  - (2) 使用料及び手数料の減額及び免除に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、使用料及び手数料に係る重要な事項に関すること。 (構成)
- 第3条 委員会は、識見を有する者及び市民のうち市長が依頼する委員7人以内をもって構成する。
- 2 委員のうち4人以内は、公募により選任する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により 非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。 (意見の聴取)
- 第7条 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

- 第8条 委員会の設置期間は、平成21年8月1日から平成22年3月31日までとする。 (庶務)
- 第9条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

## 検討委員会開催スケジュール

- (1)第1回検討委員会 平成21年8月11日 庁内検討結果について
- (2) 第2回検討委員会 平成21年10月1日 地域センター・福祉会館・公民館・体育館等の状況について ①施設の概要②使用料金③使用料免除状況
- (3)第3回検討委員会 平成21年11月2日 利用団体等の意見聴取各施設の使用料金・免除状況について
- (4)第4回検討委員会 平成21年11月30日 検討課題について
- (5) 第5回検討委員会 平成22年2月9日 検討結果のまとめについて
- (6)第6回検討委員会 平成22年3月15日 検討結果のまとめについて